

序

近年、個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、個人情報の有用性に配慮しつつ個人の権利利益を保護することを目的として、平成 15 年に個人情報の保護に関する法律(いわゆる個人情報保護法)が公布されました。

とはいえ、実際に個人情報保護法が施行されてみると、世の中の様々な情報のうち、どれが法規制の対象となる個人情報に該当するのか不明瞭であることが指摘されるようになり、また、差別や偏見の原因となる一定の個人情報を特別に保護する規定が設けられておらず、さらには、個人情報が国外に移転されることに着目した特別の規定が設けられていなかったこと等の理由で、日本の個人情報保護法制は十分な保護水準に達していないと外国からみなされ、主として EU から日本への個人情報の移転が困難になるという状況が生まれてしまいました。そこで、これらの諸問題の抜本的解決を図るため、平成 27 年に個人情報保護法の大改正が行われました。

さらに、本人の個人情報に対する意識の高まり、技術革新を踏まえた保護と利活用のバランス、越境データの流通増大に伴う新たなリスクへの対応等の観点から、令和 2 年にも個人情報保護法の大改正が行われました。

他方、これまで行政機関における個人情報の取扱いは「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 58 号)」、独立行政法人等における個人情報の取扱いは「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 59 号)」、地方公共団体における個人情報の取扱いは「個人情報の保護に関する条例」に委ねられてきましたが、官民のデータ流通のより一層の活性化を図りつつ個人の権利利益の保護を実現するには、別の法律又は条令に分かれている規律を個人情報保護法内に収容して、公的部門及び民間部門における規律を一覧的に規定し、かつ、個人情報保護委員会が一元的に当該規律を運用することが必要であると考えられたため、これらの法制を統合すべく、令和 3 年に個人情報保護法のさらなる大改正が行われました。

個人情報を取り扱う公的部門及び民間部門の方々においては、「そのような規制があったとは知らなかった」では済まされませんので、その社会的責任と責務を適正に果たすことができるよう、法規制を正しく理解し、日々の業務にあたっていただければと思っております。

本書が皆様にとって一助となるよう切に願っております。

令和 7 年 夏
團 野 浩

目 次

凡例	xii
第一章 総則	
第一条(目的)	1
第二条(定義)	11
第三条(基本理念)	69
第二章 国及び地方公共団体の責務等	
第四条(国の責務)	70
第五条(地方公共団体の責務)	72
第六条(法制上の措置等)	74
第三章 個人情報の保護に関する施策等	
第一節 個人情報の保護に関する基本方針	
第七条	76
第二節 国の施策	
第八条(国の機関等が保有する個人情報の保護)	86
第九条(地方公共団体等への支援)	87
第十条(苦情処理のための措置)	90
第十一条(個人情報の適正な取扱いを確保するための措置)	92
第三節 地方公共団体の施策	
第十二条(地方公共団体の機関等が保有する個人情報の保護)	94
第十三条(区域内の事業者等への支援)	96
第十四条(苦情の処理のあっせん等)	97
第四節 国及び地方公共団体の協力	
第十五条	99
第四章 個人情報取扱事業者等の義務等	
第一節 総則	
第十六条(定義)	100
第二節 個人情報取扱事業者及び個人関連情報取扱事業者の義務	
第十七条(利用目的の特定)	127

第十八条(利用目的による制限)	135
第十九条(不適正な利用の禁止)	146
第二十条(適正な取得)	150
第二十一条(取得に際しての利用目的の通知等)	160
第二十二条(データ内容の正確性の確保等)	170
第二十三条(安全管理措置)	173
第二十四条(従業者の監督)	186
第二十五条(委託先の監督)	189
第二十六条(漏えい等の報告等)	193
第二十七条(第三者提供の制限)	215
第二十八条(外国にある第三者への提供の制限)	255
第二十九条(第三者提供に係る記録の作成等)	294
第三十条(第三者提供を受ける際の確認等)	307
第三十一条(個人関連情報の第三者提供の制限等)	324
第三十二条(保有個人データに関する事項の公表等)	345
第三十三条(開示)	356
第三十四条(訂正等)	375
第三十五条(利用停止等)	380
第三十六条(理由の説明)	400
第三十七条(開示等の請求等に応じる手続)	401
第三十八条(手数料)	407
第三十九条(事前の請求)	410
第四十条(個人情報取扱事業者による苦情の処理)	413

第三節 仮名加工情報取扱事業者等の義務

第四十一条(仮名加工情報の作成等)	415
第四十二条(仮名加工情報の第三者提供の制限等)	447

第四節 匿名加工情報取扱事業者等の義務

第四十三条(匿名加工情報の作成等)	453
第四十四条(匿名加工情報の提供)	472
第四十五条(識別行為の禁止)	474
第四十六条(安全管理措置等)	476

第五節 民間団体による個人情報の保護の推進

第四十七条(認定)	477
第四十八条(欠格条項)	492
第四十九条(認定の基準)	494
第五十条(変更の認定等)	497

第五十一条(廃止の届出)	501
第五十二条(対象事業者)	503
第五十三条(苦情の処理)	506
第五十四条(個人情報保護指針)	509
第五十五条(目的外利用の禁止)	515
第五十六条(名称の使用制限)	517

第六節 雑則

第五十七条(適用除外)	518
第五十八条(適用の特例)	535
第五十九条(学術研究機関等の責務)	550

第五章 行政機関等の義務等

第一節 総則

第六十条(定義)	552
----------------	-----

第二節 行政機関等における個人情報等の取扱い

第六十一条(個人情報の保有の制限等)	575
第六十二条(利用目的の明示)	580
第六十三条(不適正な利用の禁止)	582
第六十四条(適正な取得)	585
第六十五条(正確性の確保)	586
第六十六条(安全管理措置)	587
第六十七条(従事者の義務)	598
第六十八条(漏えい等の報告等)	600
第六十九条(利用及び提供の制限)	614
第七十条(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)	621
第七十一条(外国にある第三者への提供の制限)	623
第七十二条(個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求)	639
第七十三条(仮名加工情報の取扱いに係る義務)	642

第三節 個人情報ファイル

第七十四条(個人情報ファイルの保有等に関する事前通知)	648
第七十五条(個人情報ファイル簿の作成及び公表)	661

第四節 開示、訂正及び利用停止

第一款 開示

第七十六条(開示請求権)	670
第七十七条(開示請求の手続)	674

第七十八条(保有個人情報の開示義務)	687
第七十九条(部分開示)	704
第八十条(裁量的開示)	706
第八十一条(保有個人情報の存否に関する情報)	707
第八十二条(開示請求に対する措置)	708
第八十三条(開示決定等の期限)	713
第八十四条(開示決定等の期限の特例)	717
第八十五条(事案の移送)	720
第八十六条(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)	726
第八十七条(開示の実施)	731
第八十八条(他の法令による開示の実施との調整)	741
第八十九条(手数料)	743

第二款 訂正

第九十条(訂正請求権)	756
第九十一条(訂正請求の手続)	758
第九十二条(保有個人情報の訂正義務)	764
第九十三条(訂正請求に対する措置)	765
第九十四条(訂正決定等の期限)	768
第九十五条(訂正決定等の期限の特例)	770
第九十六条(事案の移送)	771
第九十七条(保有個人情報の提供先への通知)	773

第三款 利用停止

第九十八条(利用停止請求権)	774
第九十九条(利用停止請求の手続)	776
第一百条(保有個人情報の利用停止義務)	781
第一百一条(利用停止請求に対する措置)	783
第一百二条(利用停止決定等の期限)	785
第一百三条(利用停止決定等の期限の特例)	786

第四款 審査請求

第一百四条(審理員による審理手続に関する規定の適用除外等)	787
第一百五条(審査会への諮問)	793
第一百六条(地方公共団体の機関等における審理員による審理手続に関する規定の適用 除外等)	799
第一百七条(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等)	810

第五款 条例との関係

第百八条	812
------	-----

第五節 行政機関等匿名加工情報の提供等

第百九条(行政機関等匿名加工情報の作成及び提供等)	814
第百十条(提案の募集に関する事項の個人情報ファイル簿への記載)	821
第百十一条(提案の募集)	825
第百十二条(行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案)	827
第百十三条(欠格事由)	835
第百十四条(提案の審査等)	837
第百十五条(行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結)	843
第百十六条(行政機関等匿名加工情報の作成等)	844
第百十七条(行政機関等匿名加工情報に関する事項の個人情報ファイル簿への記載)	851
第百十八条(作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案等)	853
第百十九条(手数料)	859
第百二十条(行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の解除)	869
第百二十一条(識別行為の禁止等)	871
第百二十二条(従事者の義務)	875
第百二十三条(匿名加工情報の取扱いに係る義務)	876

第六節 雑則

第百二十四条(適用除外等)	880
第百二十五条(適用の特例)	883
第百二十六条(権限又は事務の委任)	889
第百二十七条(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)	893
第百二十八条(行政機関等における個人情報等の取扱いに関する苦情処理)	897
第百二十九条(地方公共団体に置く審議会等への諮問)	898

第六章 個人情報保護委員会

第一節 設置等

第百三十条(設置)	900
第百三十一条(任務)	905
第百三十二条(所掌事務)	906
第百三十三条(職権行使の独立性)	912
第百三十四条(組織等)	913
第百三十五条(任期等)	917
第百三十六条(身分保障)	920

第百三十七条(罷免)	922
第百三十八条(委員長)	923
第百三十九条(会議)	924
第百四十条(専門委員)	927
第百四十一条(事務局)	929
第百四十二条(政治運動等の禁止)	933
第百四十三条(秘密保持義務)	935
第百四十四条(給与)	937
第百四十五条(規則の制定)	938

第二節 監督及び監視

第一款 個人情報取扱事業者等の監督

第百四十六条(報告及び立入検査)	939
第百四十七条(指導及び助言)	944
第百四十八条(勧告及び命令)	945
第百四十九条(委員会の権限の行使の制限)	957
第百五十条(権限の委任)	961
第百五十一条(事業所管大臣の請求)	972
第百五十二条(事業所管大臣)	974

第二款 認定個人情報保護団体の監督

第百五十三条(報告の徴収)	976
第百五十四条(命令)	978
第百五十五条(認定の取消し)	980

第三款 行政機関等の監視

第百五十六条(資料の提出の要求及び実地調査)	982
第百五十七条(指導及び助言)	989
第百五十八条(勧告)	990
第百五十九条(勧告に基づいてとった措置についての報告の要求)	991
第百六十条(委員会の権限の行使の制限)	992

第三節 送達

第百六十一条(送達すべき書類)	993
第百六十二条(送達に関する民事訴訟法の準用)	998
第百六十三条(公示送達)	1001
第百六十四条(電子情報処理組織の使用)	1004

第四節 雑則

第百六十五条(施行の状況の公表)	1005
第百六十六条(地方公共団体による必要な情報の提供等の求め)	1007
第百六十七条(条例を定めたときの届出)	1008
第百六十八条(国会に対する報告)	1011
第百六十九条(案内所の整備)	1013
第百七十条(地方公共団体が処理する事務)	1014

第七章 雑則

第百七十一条(適用範囲)	1016
第百七十二条(外国執行当局への情報提供)	1031
第百七十三条(国際約束の誠実な履行等)	1037
第百七十四条(連絡及び協力)	1038
第百七十五条(政令への委任)	1039

第八章 罰則

第百七十六条	1040
第百七十七条	1047
第百七十八条	1048
第百七十九条	1052
第百八十条	1055
第百八十一条	1056
第百八十二条	1057
第百八十三条	1059
第百八十四条	1060
第百八十五条	1063
索引	1065

■第2条第5項■

この法律において「仮名加工情報^{2,3}」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができない⁵ように個人情報を加工して得られる個人に関する情報⁶をいう。

- 一 第一項第一号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること⁹(当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法¹⁰により他の記述等に置き換えることを含む)。
- 二 第一項第二号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること^{12,13}(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む)。

趣 旨

本規定は、仮名加工^{かめい}情報を定義したものである。仮名加工情報は、個人情報の区分に応じた措置を講じて他の情報と照合しない限り、特定の個人を識別できないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であるとしている。

解 説

1 令和2年の法改正により仮名加工情報に係る規律の整備が行われた。その背景及び趣旨について、次のように整理することができる。

(1) 仮名化された個人情報の利用の実態

① 平成27年の法改正により、いわゆるビッグデータの利活用を推進するため、個人情報の復元ができないように加工した匿名加工情報の取扱いに係る規律が整備された(現：法第4章第4節)。個人情報取扱事業者が匿名加工情報を作成するときは、特定の個人を識別すること及びその作成に用いる個人情報を復元することができないようにするための基準に従い、当該個人情報を加工しなければならない(現：法第43条第1項)。

② 具体的には、一般化やコーティング等の手法を用いて個人情報を加工することにより、少なくとも一般人及び一般的な事業者の能力や手法等を基準として、通常の方法では加工前の個人情報を特定できない状態にすることが求められ、そのような加工を施してもデータとしての有用性を一定水準以上に保つためには、相当程度に高度な技術や判断が必要とされている。

※「一般化」とは、大学4年生を大学生とし、数値を四捨五入するなど、上位の概念や数値に置き換えることをいう。

※「コーティング」とは、100歳、95歳、85歳といった数値データを「80歳以上」にまとめるなど、特に大きい数値又は小さい数値を覆うことをいう。

③ ところで、個人情報取扱事業者において、安全管理措置(現：法第23条)の一環として、個人情報に含まれる記述のうち、特定の個人を容易に識別できる記述(例：氏名)を削除するといった加工を行い、それ単体では特定の個人を識別することが不可能

■第60条第5項■

この章において「条例要配慮個人情報³」とは、地方公共団体の機関⁴又は地方独立行政法人が保有する個人情報(要配慮個人情報を除く。)のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等⁵が含まれる個人情報をいう。

趣 旨

本規定は、条例要配慮個人情報を定義したものである。条例要配慮個人情報は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報(要配慮個人情報を除く)のうち、本人に対する不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報であるとしている。

解 説

- 1 令和3年の改正個人情報保護法では、個人情報等の適正な取扱いのために必要な全国的な共通ルールを法律で設定することを目的としているが、条例による独自の保護措置として、本規定において「条例要配慮個人情報」を条例で定めることが許容されている。
- 2 要配慮個人情報の定義(法第2条第3項)及び関係する規律は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人にも適用されるが、これとは別に条例において、条例要配慮個人情報に該当する記述等を規定できることとしている。
- 3 「条例要配慮個人情報」という名称について、次のように整理することができる。
 - ① 行個法及び独個法においては、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報が「要配慮個人情報」と定義され、その取扱いには一定の規制がかけられている。この定義は、個人情報保護法上の「要配慮個人情報」と同じである。
 - ② この点、地方公共団体においては、行個法等において明示的に規定されていない以下のような情報を「要配慮個人情報」として取り扱っている事例がある。
 - (一) 思想
 - (二) 信教
 - (三) 支持政党
 - (四) 民族
 - (五) LGBT に関する事項

※「LGBT」とは、Lesbian(レズビアン)、Gay(ゲイ)、Bisexual(両性愛者)、Transgender(出生時に割り当てられた性別と異なる性別をもつ者)の略。性的マイノリティの総称として用いられる。
 - (六) 生活保護の受給
 - (七) 一定の地域の出身である事実
 - ③ ②(一)から(三)までの思想、信教及び支持政党については、行個法等上の「信条」に、②(四)の民族は行個法等上の「人種」に含まれる得るものとも考えられる。

第六十八条(漏えい等の報告等)

(令三法三七・追加・一部改正)

■第68条第1項■

行政機関の長等⁴は、保有個人情報の漏えい⁵、滅失⁶、毀損⁷その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるもの⁸が生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところ¹⁷により、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。

趣 旨

本規定は、行政機関の長等に対し、保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものが生じたときは、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告することを義務づけたものである。【法第26条第1項参照】

解 説

- 1 個人情報保護委員会による監視の実効性を確保し、個人の権利利益を適切に保護する観点から、令和2年の法改正において、民間部門には漏えい等の報告及び本人通知義務が設けられた(法第26条)。

民間部門と同様、公的部門においても、保有個人情報の漏えい等が発生した場合の個人情報保護委員会への報告及び本人に対する通知義務に係る規定を置くことが適当と考えられるため、令和3年の法改正により本条が新設された。

- 2 行政機関等における個人情報保護委員会への漏えい等の報告及び本人への通知について、次のように整理することができる。

- ① 個人情報の漏えい等が発生した場合、個人情報保護委員会においては、事実関係を早急に把握した上で、漏えい等の拡大や再発を防止するために必要な安全管理施設や個人の権利利益の侵害を防止するために必要な措置を講じるよう、個人情報取扱事業者に求める等の対応を行うことが必要となる。

- ② こうした漏えい等の事実は、別の端緒が得られる例外的な場合を除き、当該個人情報取扱事業者からの報告がなければ事実関係を把握できないことから、個人情報取扱事業者に対して個人情報保護委員会への報告が義務づけられている(法第26条第1項)。

- ③ また、本人においては、漏えい等の発生を認知することができなければ、その権利利益を保護するための措置を講じることができないことから、個人情報取扱事業者に対して本人への通知が義務づけられている(法第26条第2項)。

- ④ こうした趣旨は、個人情報保護委員会の監視監督の対象となる公的部門にも良く当て嵌まるものであるため、行政機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人についても、同様の義務を課すことが適当であると考えられ、法第68条が設けられている。

- 3 行政機関等が保有する個人情報が漏えいするなどした場合、これを放置すれば、個人の権利利益が侵害されるおそれがあり、行政機関等に対する国民の信頼も失われること

第百六十三条(公示送達)

(令三法三七・追加・旧第百六十条線下)

■第163条第1項■

委員会は、次に掲げる場合には、公示送達¹をすることができる。

- 一 送達を受けるべき者の住所、居所その他送達をすべき場所^{4 5}が知れない場合
- 二 外国(本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。)においてすべき送達について、前条において読み替えて準用する民事訴訟法第百八条の規定によることができ⁷ず、又はこれによっても送達をすることができないと認めるべき場合^{8 9}
- 三 前条において読み替えて準用する民事訴訟法第百八条の規定により外国の管轄官庁に嘱託を発した後六月を経過してもその送達を証する書面の送付がない場合

趣旨

本規定は、公示送達が行われる場合について定めたものである。

解説

- 1 「公示送達」とは、相手方が不明である、あるいは相手方の住所又は所在地が不明であることから意思表示を到達させることができない場合において、当該意思表示を公示することにより相手方に到達したものとみなす手続をいう。
- 2 公示送達に係る規定の整備について、次のように整理することができる。
 - ① 個人情報保護委員会による監督の相手方が行方をくらます等により送達する場所が不明となり、書類の送達ができず、行政処分等の手続の執行が阻害される場合があり得る。
 - ② また、相手が外国の事業者である場合、相手国の同意を得た上で在外領事等を通じて送達を行うことができるとしても、当該相手国の同意が得られない場合等、かかる送達が効を奏しないこともあり得る。
 - ③ そこで、補充的な送達方法として、公示送達に係る規定が設けられた。個人情報保護法では、民事訴訟法第110条及び第113条を準用せず(法第162条)、独自の規定を置いている。これは、民事訴訟法の公示送達では、申立てが要件とされていたり、裁判所書記官を前提としていたりするなど、準用によって対応するためには読替が煩雑になってしまうからである。

<第1号>

- 3 本号の要件は、民事訴訟法の要件「当事者の住所、居所その他送達をすべき場所^{4 5}が知れない場合(同法第110条第1項第1号)」と同様に規定したものである。
- 4 「知れない場合」とは、主観的に知られないというだけではならず、送達すべき場所を探索したものの判明しないという客観的事情が認められる場合をいう。
- 5 「住所、居所その他送達をすべき場所^{4 5}が知れない場合」とは、通常必要と認められる調査(例：市町村役場、近隣者、登記簿の調査)をしても、送達を受けるべき者の住所等が不明の場合をいう。

第百六十七条(条例を定めたときの届出)

(令三法三七・追加)

■第167条第1項■

地方公共団体の長は、この法律の規定に基づき個人情報の保護に関する条例¹を定めたときは、遅滞なく、個人情報保護委員会規則で定めるところ³により、その旨及びその内容を委員会に届け出なければならない。

趣 旨

本規定は、地方公共団体の長に対し、個人情報の保護に関する条例を定めたときは、遅滞なく、その旨及びその内容を個人情報保護委員会に届出することを義務づけたものである。

解 説

- 1 「個人情報の保護に関する条例」について、次のように整理することができる。
 - ① 令和 3 年の法改正では、地方公共団体が自ら保有する個人情報の保護と流通の両立を図るため、共通ルールとして個人情報保護法の規律を適用するとともに、必要最小限の独自の保護措置を設けることを許容している。
 - ② このため、地方公共団体において条例で定めることが想定される事項のうち、保護や流通に直接的に影響が生じ得るものについては、法第 167 条第 1 項において条例を定めることができる旨を規定し、その形式を条例に限定することとしている。
 - ③ 一方、個人情報の保護や流通に直接影響を与えない事項(例：単なる内部規律に過ぎない事務)については、法律によって内容や法形式に何らかの制限をかける必要はないため、法第 167 条第 1 項では、こうした事項を対象としていない。
 - 2 「この法律の規定に基づき個人情報の保護に関する条例を定めたとき」について、次のように示されている。〈R5/12 ガイドライン通則編〉
 - ① 個人情報保護法の規定に基づき定めた全ての条例(条例で定めることを妨げるものではないとされているもの及び個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えない事項について条例で独自の規定を定める場合を含む)の制定及び改廃が届出の対象となる。
 - ② 届出が必要な条例か否かは、当該条例の名称等の形式的事項ではなく、当該条例の各規定について、個人情報保護法の趣旨・目的に照らして実質的に判断する必要がある。
 - 3 条例を定めたときの届出は、電子情報処理組織を使用する方法(電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合にあっては、別記様式第 15 による届出書を提出する方法)により行う。〈則第 70 条〉
※「電子情報処理組織」とは、個人情報保護委員会の使用に係る電子計算機と届出を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- ⇒ 条例の届出は、原則として電子情報処理組織を使用する方法によるが、電気通信回線の故障、災害等により電子情報処理組織の使用が困難である場合には、届出書を提出する方法により行うこととしている。〈R6/12 行政機関等向けガイド〉
- 4 地方公共団体においては、個人情報の保護に関する条例を定めるにあたって情報提供

第一百七十二条(外国執行当局への情報提供)

(平二七法六五・追加、令三法三七・旧第七十八条線下・旧第六十七條線下)

■第172条第1項■

委員会は、この法律に相当する外国³の法令を執行する外国の当局(以下この条において「外国執行当局」という。)に対し、その職務(この法律に規定する委員会の職務に相当するものに限る。次項において同じ。)の遂行に資すると認める情報の提供を行うことができる。

趣旨

本規定は、個人情報保護委員会は、個人情報保護法に相当する法令を執行する外国執行当局に対し、その職務の遂行に資すると認める情報の提供を行うことができる旨を定めたものである。

解説

- 1 個人情報保護法は、国外に拠点を置く事業者にも直接適用され(法第171条)、個人情報保護法に則って適切な個人情報等の取扱いが図られるようにしている。

ただし、外国における事業者の行為が個人情報保護法に違反している場合において、違反行為の是正を勧告することは可能であるが、命令を行うことはできず、また、主権侵害のおそれのあることから、外国の領域内に我が国の行政機関が立ち入って調査行為を行うことは実質的に困難である。

実効性のある執行の確保という観点からは、外国執行当局に委ねることは有力な手段であり、そのために必要な情報を個人情報保護委員会から外国執行当局に提供することを可能にしておく必要があるため、本規定が設けられている。

- 2 外国執行当局への情報提供について、次のように整理することができる。

① 従前、我が国の行政機関から外国執行当局への情報提供は、本人の同意がなければ、「法令に基づく場合等」の例外事由に該当する場合でない限り、個人情報を外国執行当局に対して情報提供することができなかった。

② 2011年に、米国法人のA社が日本法人のB社から受託していた個人情報(日本に所在する者の情報)を米国において漏出させた事案でいえば、米国の執行当局に対し、次のような執行協力の依頼をすることが不可能であった。

(一) B社によるA社に対する監督が適切に行われていたかの調査の一環として、米国の連邦取引委員会に対して当該漏えい事案に関する情報(漏えいした個人情報の一部を含む)を提供し、連邦取引委員会法に基づくA社の個人情報の管理体制に関する調査を依頼すること

(二) (一)の調査結果を踏まえ、A社に対する措置命令を依頼すること

③ 国外に拠点を置きながら日本に所在する者の個人情報を保有している事業者において個人情報の適切な取扱いが確保されるよう、外国執行当局に当該外国の法律に基づく措置(例：立入検査、措置命令)を依頼するため、さらには、個人情報保護委員会が、我が国における執行に必要な個人情報の提供を外国執行当局から受けるためには、相